改正後

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定国際種事業の届出）

第二条　法第三十三条の二第四号の環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項は、譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日並びに届出の際現に占有している譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等（法第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。第三条、第六条、第七条及び第九条において同じ。）の重量及び主な特徴とする。

2　（略）

（特定国際種事業者による書類の保存）

第三条　特定国際種事業者は、法第三十三条の三第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　（略）

二　譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ～ホ　（略）

（削る）

（特定国際種事業者が行う電磁的方法による保存）

第四条　法第三十三条の三第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十九条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　（略）

（届出に係る事項の公表の方法）

第五条　法第三十三条の五において準用する法第三十条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

改正前

特定国際種事業に係る届出等に関する省令

（新規）

（特定国際種事業の届出）

第一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第三十三条の二第四号の環境省令、経済産業省令で定める事項は、譲渡し又は引渡しの業務を開始しようとする日並びに届出の際現に占有している特定国際種事業の対象とする特定器官等の重量（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第五の2の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された製品（製品として製造する過程のものを含む。以下「製品等」という。）にあっては、数量。次条第一号イ及び第二号ロ並びに第三条第二項第五号において同じ。）及び主な特徴とする。

2　（略）

（書類の保存）

第二条　法第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、法第三十三条の三第一項の規定により確認し又は聴取した事項のほか次の各号に掲げる事項を書類に記載し、これを五年間保存しなければならない。

一　（略）

二　譲渡し又は引渡しをした場合（製品等を特定国際種事業を行う者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした相手方の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ロ～ホ　（略）

三　製品等を特定国際種事業を行う者以外の者に譲渡し又は引渡しをした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　譲渡し又は引渡しをした製品等の数量及び主な特徴

ロ　譲渡し又は引渡しをした年月日

ハ　譲渡し又は引渡しをした後の製品等の在庫量

（電磁的方法による保存）

第二条の二　法第三十三条の三第二項の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項に規定する当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

2　（略）

（新規）